

制度課題ワーキンググループ 運営規則（案）

令和元年 8 月 23 日
制度課題ワーキンググループ

（ワーキンググループの運営）

第 1 条 制度課題ワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）

第 2 条 WGには座長を置く。

2 座長は、WGの事務を掌理する。

（委員の出欠等）

第 3 条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、WGを開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（調査・検討事項）

第 5 条 WGは、次期科学技術基本計画策定に向け、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築等のための制度的課題及びそれに附帯する事項に関し調査・検討等を行う。

（公開）

第 6 条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議事内容等の公表等）

第 7 条 座長は、WGにおける議事の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。